

京都外国語大学 研究活動における不正行為の防止及び対応等に関する規程

(平成28年5月25日制定)

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、京都外国語大学（以下「本学」という。）において、研究活動の不正行為を防止し、又は生じた場合における措置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規程において掲げる用語の意義は、次の定めるところによる。

1 研究活動上の不正行為

(1) 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、捏造、改ざん、又は盗用。

ア 捏 造：存在しないデータ、研究成果等を作成すること

イ 改ざん：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ分析等によって得られた結果を真正でないものに加工すること

ウ 盗 用：他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語等を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること

(2) その他、同じ研究成果の重複発表、論文著作者が適正に公表されない不適切なオーサーシップ等や、法令、関係規程に違反すること。

(3) (1)(2)以外の研究活動上の不適切な行為であって、研究者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理から逸脱の程度が甚だしいもの。

2 研究者等

本学に雇用されている者及び本学の施設や設備を利用している者のうち、公的資金を用いた研究に従事している者、又は携わる者。

3 悪意に基づく告発

研究活動上の不正行為の事実がないにもかかわらず、被告発者を陥れるため、又は被告発者が行う研究を妨害するため等、専ら被告発者に損害を与えること、又は被告発者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする告発をいう。

第2章 不正防止のための体制

(責任体制)

第3条 研究活動上の不正行為の防止について、最終責任を負う最高責任者として、学長を充てる。

2 最高責任者（以下「学長」という。）を補佐し、研究活動上の不正行為の防止を統括する責任と権限を有する統括責任者として、国際言語平和研究所長を充てる。

3 統括責任者の指示のもと、本規程に定める事項にあたる事務局として、国際言語平和研究所を充てる。

(学長の責務)

第4条 学長は、次の各号を行う。

- (1) 研究倫理の向上及び研究活動上の不正行為の防止のため、本規程の実施に係る方針決定
 - (2) 研究活動上の不正行為に係る情報を受けたときの対応方針の決定
- (統括責任者の責務)

第5条 統括責任者は、次の各号を行う。

- (1) 学長の定めた方針に基づく研究倫理教育の実施計画の策定、定期的な実施、受講状況の管理監督
 - (2) 必要がある場合、研究者等に対する研究倫理の指導
 - (3) 研究活動上の不正行為に係る情報を受けたときの対応
- (研究者等の責務)

第6条 研究者等は、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

- 2 研究者等は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講しなければならない。
- 3 研究者等は研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められた場合には、これを開示しなければならない。

第3章 告発の受付

(告発窓口)

第7条 不正行為に関して本学内外からの告発又は相談に対応するため、受付窓口を国際言語平和研究所に設置する。

(告発の受付体制)

- 第8条 告発は原則として、顕名により行われるものとし、不正行為を行ったとする研究者等、グループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正と認められる合理的な理由が示されているもののみを受け付けるものとする。
- 2 研究活動上の不正行為に関する告発は、何人も、電話、電子メール、FAX、文書及び面談により、告発窓口に対して行うことができるものとする。
 - 3 匿名による告発等があった場合は、その内容に応じ必要と認めるときは、学長と協議の上、これを受け付けることができる。
 - 4 告発窓口は、告発を受け付けたときは、速やかに、学長に対しその内容を報告するものとする。
 - 5 告発窓口は、告発が郵便による場合等、当該告発が受け付けられたかどうかについて告発者が知り得ない場合には、告発が匿名による場合及び告発者に連絡が取れない場合を除き、告発者に受け付けた旨を通知するものとする。

(告発の相談)

第9条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者で、告発の是非や手続について疑問がある者は、告発窓口に対して相談をすることができる。

- 2 相談の内容が、研究活動上の不正行為が行われようとしている、又は研究活動上の不正行為を求められている等であるときは、相談窓口は、学長に報告するものとする。
- 3 第2項の報告があったときは、学長は、その内容を確認し、相当の理由があると認めたときは、その報告内容に係る者に対して警告を行うものとする。

第4章 関係者の取扱い

(秘密の保持)

第10条 この規程に定める業務に携わる全ての者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。教職員等でなくなった後も、同様とする。

- 2 統括責任者は、告発者、被告発者、告発内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、告発者、被告発者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよう、関係者の秘密保持を徹底しなければならない。
- 3 統括責任者は、当該告発に係る事案が外部に漏えいした場合は、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責めに帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。

第5章 事案の調査

(予備調査の実施)

第11条 告発を受け付けた場合又は学長がその他の理由により予備調査の必要を認めた場合、統括責任者は、速やかに不正行為が疑われる事案について予備調査を開始するものとする。

- 2 統括責任者は、必要に応じて予備調査委員会を設置することができる。
- 3 予備調査委員会は、統括責任者及び統括責任者が指名する2名以上の委員によって構成する。
- 4 予備調査を行う者は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め又は関係者のヒアリングを行うことができる。
- 5 予備調査を行う者は、本調査の証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験資料等を保全する措置をとることができる。

(予備調査の方法)

第12条 予備調査を行う者は、告発された行為が行われた可能性、告発の際に示された科学的理由の論理性、告発内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について予備調査を行う。

- 2 告発がなされる前に取り下げられた論文等に対してなされた告発についての予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯及び事情を含め、研究上の不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。

(本調査の決定等)

第13条 統括責任者は、告発を受け付けた日又は予備調査の指示を受けた日から起算して、原則として30日以内に、予備調査結果を学長に報告する。

- 2 学長は、予備調査の結果を踏まえ、速やかに、本調査を行うか否かを決定する。
- 3 学長は、本調査を行うことを決定したときは、告発者及び被告発者に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。
- 4 学長は、本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して告発者に通知する。この場合には、当該研究に係る資金を配分する機関（以下「配分機関」という。）又は関係省庁や告発者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。
- 5 学長は、本調査を実施することを決定したときは、配分機関及び関係省庁に、本調査を行う旨を報告するものとする。

(調査委員会の設置)

第14条 学長は、本調査を行うことを決定した場合は、調査委員会を設置するものとする。

- 2 調査委員会は、次に掲げる委員で組織する。
 - (1) 統括責任者
 - (2) 調査対象者が所属する部署責任者
 - (3) その他、学長が必要と認める者 若干名
- 3 調査委員会の委員は、半数以上が外部有識者で構成されなければならない。
- 4 調査委員会の委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

(本調査の通知)

第15条 学長は、調査委員会を設置したときは、調査委員会委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知する。

- 2 告発者及び被告発者は、前項の規定により通知を受けた調査委員の指名に不服があるときは、前項の通知を受けた日から7日以内に異議申立てをすることができる。
- 3 前項の異議申立てがあった場合、学長は当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該申立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知するものとする。

(本調査の実施)

第16条 調査委員会は、本調査を行うことの決定があった日から起算して原則30日以内に本調査を開始するものとする。

- 2 調査委員会は、告発者及び被告発者に対し、直ちに、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるものとする。
- 3 調査実施にあたっては、告発者が特定されないよう十分に配慮し、告発者及び被告発者の権利又は正当な利益を侵害することのないよう、事実に基づき公正に実施する。

(調査内容等)

第17条 調査委員会は、次の各号に定める事項について調査し、認定する。

- (1) 研究上の不正行為の有無
- (2) 研究上の不正行為の内容及び悪質性
- (3) 関与した者及び関与の程度
- (4) 論文等及び当該研究活動における関与した者の役割
- (5) その他必要と認めた事項

2 調査委員会は、次の各号の方法により調査を行う。

- (1) 当該研究活動及び関連する研究活動に関する論文、実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査
- (2) 関係者のヒアリング
- (3) その他必要と認めた方法

3 告発者、被告発者及びその他当該告発に係る事案に係る者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べる等、調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。

4 調査委員会は、必要と認めた場合には、委員以外の教職員、又は外部有識者に出席を求め、意見を聴くことができる。

5 調査委員会は、被告発者に弁明の機会を与えなければならない。

(本調査の対象)

第18条 本調査の対象は、告発された事案に係る研究活動の他、調査委員会の判断により、本調査に関連した被告発者の他の研究を含めることができる。

(証拠の保全)

第19条 調査委員会は、本調査を実施するにあたって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるものとする。

2 告発された事案に係る研究活動が行われた研究機関が本学でないときは、調査委員会は、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるよう、当該機関に依頼するものとする。

3 調査委員会は、前2項の措置に必要な場合を除き、被告発者の研究活動を制限してはならない。

(調査の中間報告等)

第20条 調査委員会は、本調査の終了前であっても、配分機関又は関係省庁の求めに応じ、本調査の中間報告を、当該配分機関及び関係省庁に提出しなければならない。

(調査における研究又は技術上の情報の保護)

第21条 調査委員会は、本調査にあたっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、十分配慮するものとする。

第6章 不正行為等の認定

(認定)

第22条 調査委員会は、本調査を開始した日から起算して原則150日以内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否かを認定する。

- 2 調査委員会は、前項に掲げる期間につき、150日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して最高責任者に申し出、その承認を得るものとする。
- 3 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて告発が悪意に基づくものであると判断したときは、併せてその旨の認定を行うものとする。
- 4 前項の認定を行うにあたっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。
- 5 調査委員会は、本条1項及び3項に定める認定が終了したときは、直ちに、学長に報告しなければならない。

(認定の方法)

第23条 調査委員会は、告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。

- 2 調査委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。
- 3 調査委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。保存義務機関の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験資料及び関係書類等の不存等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被告発者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

(調査結果の報告・通知)

第24条 学長は、速やかに、調査結果（認定を含む）を、告発者、被告発者及び被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。

- 2 学長は、前項の通知に加えて、調査結果を配分機関及び関係省庁に報告するものとする。
- 3 学長は、悪意に基づく告発との認定があった場合において、告発者が本学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にその旨を通知するものとする。

(不服申立て)

第25条 研究活動上の不正行為が行われたものと認定された被告発者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、調査委員会に対して不服申立てをすることができる。ただし、その期間内にであっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 告発が悪意に基づくものと認定された告発者（被告発者の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。）は、その認定について、第1項の例により不服申立てをすることができる。

- 3 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。学長は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、調査委員の交代もしくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 前項に定める新たな調査委員は、第14条第3項及び第4項に準じて指名する。
- 5 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに、学長に報告する。報告を受けた学長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。その際、その不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと調査委員会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。
- 6 調査委員会は、不服申立てに対して再調査を行う旨を決定した場合には、直ちに、学長に報告する。報告を受けた学長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
- 7 学長は、被告発者から不服申立てがあったときは告発者に対して通知し、告発者から不服申立てがあったときは被告発者に対して通知するものとする。また、配分機関及び関係省庁に通知する。不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。

(再調査)

第26条 前条に基づく不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合には、調査委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。

- 2 前項に定める不服申立人からの協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査を行うことなく手続を打ち切ることができる。その場合には、調査委員会は、直ちに学長に報告する。報告を受けた学長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
- 3 調査委員会は、再調査を開始した場合には、その開始の日から起算して50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに学長に報告する。ただし50日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して学長に申し出て、その承認を得るものとする。
- 4 学長は、再調査の結果を被告発者、告発者、被告発者及び被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。また、配分機関及び関係省庁に報告する。

(調査結果の公表)

第27条 学長は、研究活動上の不正行為が行われたとの認定がなされた場合には、次の各号に定める事項をホームページで公表するものとする。

- (1) 研究活動上の不正行為に関与した者の氏名および所属
 - (2) 研究活動上の不正行為の概要
 - (3) 研究活動上の不正行為に対して、本大学が講じた措置の概要
 - (4) 調査委員会委員の氏名及び所属、並びに調査方法の概要
 - (5) その他学長が必要と認めた事項
- 2 前項にかかわらず、個人情報または知的財産の保護等、学長が非公表とすることにつき合理的な理由があると認める場合は、一部の事項を非公表とすることができる。

- 3 第1項の規定にかかわらず、研究活動上の不正行為があったと認定された論文等が、告発がなされる前に取り下げられていたときは、当該不正行為に関与した者の氏名・所属を公表しないことができる。
- 4 研究活動上の不正行為が行われなかったと認定された場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、調査事案が外部に明らかになっていた場合は、調査結果を公表することができる。
- 5 学長は、悪意に基づく告発が行われたとの認定がなされた場合には、第1項及び第2項に準じて公表することができる。

第7章 措置及び処分

(本調査中における一時的措置)

第28条 学長は、本調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被告発者に対して告発された研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講じることができる。

- 2 学長は、配分機関又は関係機関から、被告発者の該当する研究費の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じるものとする。

(研究費の使用中止)

第29条 学長は、研究活動上の不正行為に関与したと認定された者、研究活動上の不正行為が認定された論文等の内容に重大な責任を負う者として認定された者、及び研究費の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者（以下「被認定者」という。）に対して、直ちに研究費の使用中止を命ずるものとする。

(論文等の取下げ等の勧告)

第30条 学長は、被認定者に対して、研究活動上の不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正又はその他の措置を勧告するものとする。

- 2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を学長に行わなければならない。
- 3 学長は、被認定者が第1項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。

(措置の解除等)

第31条 学長は、研究活動上の不正行為が行われなかったものと認定された場合は、本調査に際してとった研究費の支出停止等の措置を解除するものとする。また、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。

- 2 学長は、研究活動上の不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。

(処 分)

第32条 学長は、本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合は、当該研究活動上の不正行為に関与した者に対して、法令、職員就業規則その他関係諸規程に従って、処分を課すものとする。

2 学長は、前項の処分が課されたときは、該当する配分機関及び関係省庁に対して、その処分の内容等を通知する。

(是正措置等)

第 33 条 本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合には、統括責任者は、必要に応じて、速やかに是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措置（以下「是正措置等」という。）をとるものとする。

2 統括責任者は、関係する部局の責任者に対し、是正措置等をとることを命ずることができる。

3 学長は、第 1 項及び第 2 項に基づいてとった是正措置等の内容を該当する配分機関及び関係省庁に対して報告するものとする。

第 8 章 その他

(事務所管)

第34条 この規程に関する事務は、国際言語平和研究所の所管とする。

(規程の改廃)

第35条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行うものとする。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 1 月 23 日から施行する。

(平成30年1月23日全部改正)